

令和4年6月市議会 総務委員会資料

所管事項調査に関する資料

目次	ページ
戸町3丁目の敷地崩落について……………	1～4

防災危機管理室
中央総合事務所

令和4年6月



戸町3丁目の敷地崩落について

- 1 発生日時 令和4年5月12日(木) 19時頃
- 2 場所 戸町3丁目12-20ほか ※位置図参照
- 3 概要

○ 宅地の周囲の石垣や里道石垣が崩れ、崩れた土砂が水路(青溝)及び里道下の住宅にかかっている状況。

※ 擁壁が延長18m、高さ6m~10mの範囲で崩落

○ 人的被害なし。



4 被災者対応状況

(1) 指定避難所の開設状況等

- ア 指定避難所（戸町小学校）を開設し、被災直後に地域の公民館に自主避難していた避難者（6世帯11名）を収容（5/12）
- イ 拠点避難所の資機材（シャワー設備等）の設置完了（5/13）
- ウ 被災地後方の斜面への影響がないことを確認し、仮設通路及びライフラインの復旧後、避難者の一部が帰宅（5/14）
- エ 市営住宅への入居等により、指定避難所からの避難者の退去が完了したため、指定避難所（戸町小学校）を閉鎖（5/20）

(2) 被災者の状況（6月10日現在）

- ア 被災世帯：4世帯6名
- イ 状況：市営住宅・県営住宅へ入居（最大期間1年） 3世帯5名
民間賃貸住宅等への入居手続中 1世帯1名

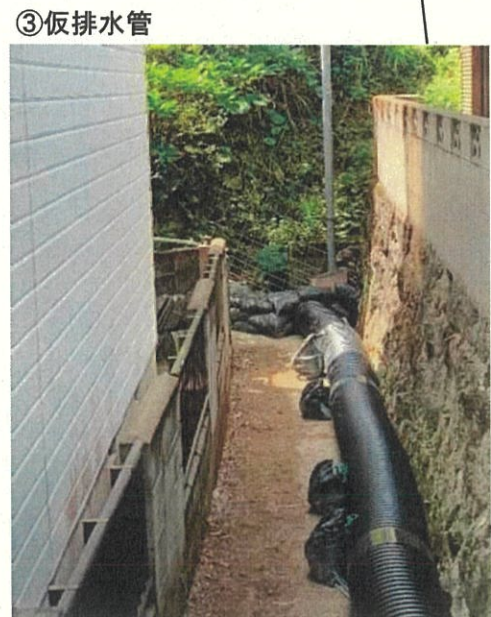
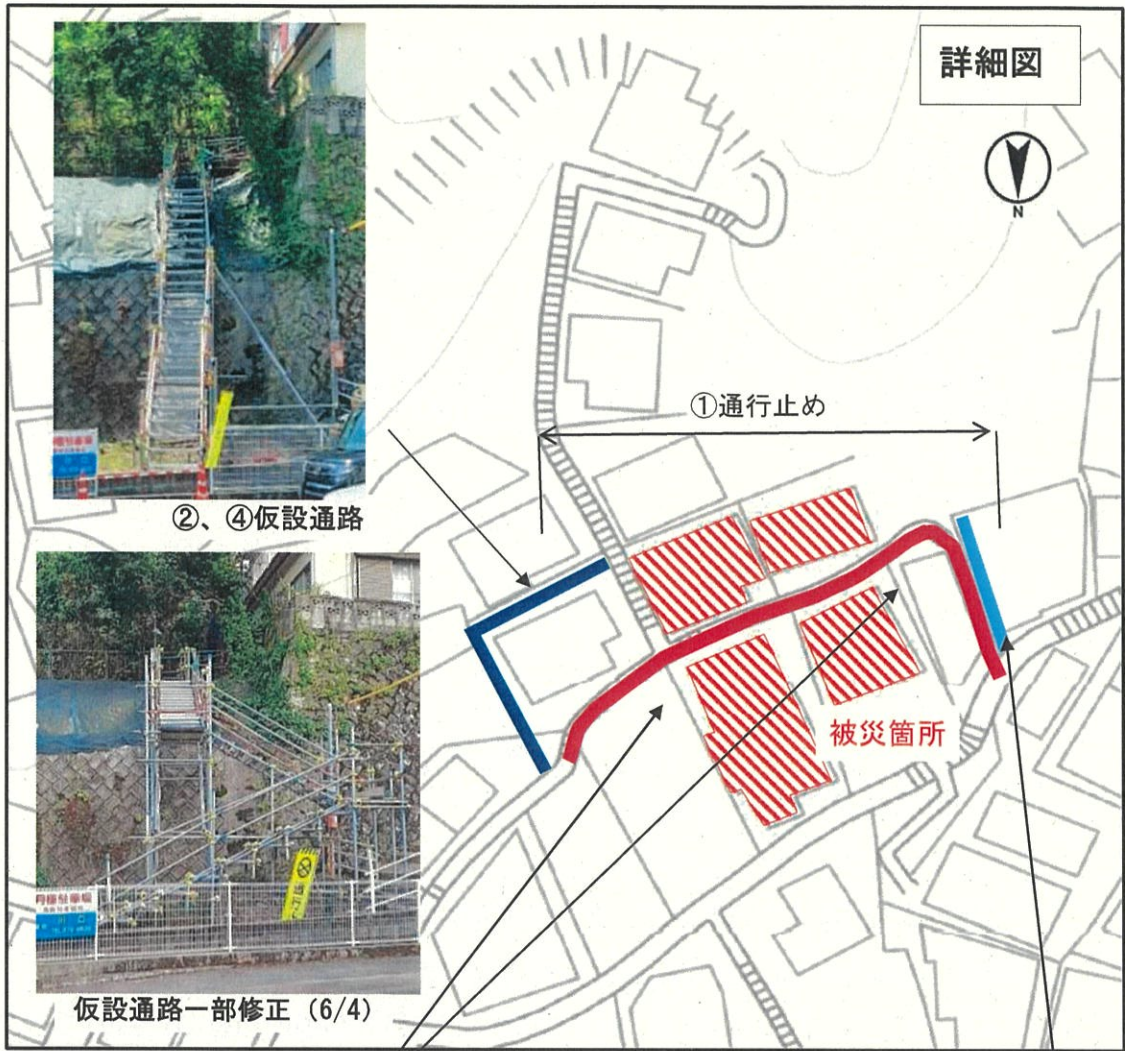
5 里道等対応状況

(1) 里道・水路

- ア 被災地の里道を通行止め（5/12）……………詳細図①
- イ 里道閉鎖のため、仮設通路の設置（5/14完了）……………// ②
- ウ 水路が埋もれているため、仮設の水路を上流側に設置（5/14完了）
……………// ③
- エ 仮設通路の一部修正及び夜間照明の設置（5/16完了、6/4一部修正）
……………// ④
- オ 破損しているガードパイプ等の一部撤去（5/19完了）……………// ⑤

(2) ライフライン（敷地崩落している家屋を除く）

- ア 水道、ガスは仮設管により供給中。（水道5/14、ガス5/16完了）
- イ 下水道、電気は問題なく利用可能。



6 今後の対応

(1) 測量やボーリング調査を実施し、被災した原因の特定や本復旧に向けた工法の検討を行う。

- 測量（平面図、縦断図、横断図の作成） 1 式
- ボーリング調査（垂直と水平各 1 本） 1 箇所
- 設計（被災した原因の特定、本復旧に向けた工法検討） 1 式

(2) 崩落を受けての対応

- 専門家の意見を参考に今回被災した場所に類似した場所などの危険箇所の把握に努める。
- 危険箇所については、所有者に情報を共有する。
- 他都市の状況を調査し、今後の対応を検討する。

7 被災前の対応

- 平成 26 年と平成 29 年の 2 回自治会要望を受け、里道に設置した手摺の補修や路面のクラック補修を行った。
- 令和 3 年 9 月 15 日に今回被災住民からの漏水の通報があり、個人所有の給水管に穴が開いていたため、上下水道局職員が応急修繕を行った。
- 令和 3 年 9 月 24 日に自治会長と現地確認を行い、亀裂の範囲が拡大していたことから、令和 3 年 10 月 5 日に自治会長と石垣所有者の立会いのもと空洞の深さを測定し 50cm 程度の深さを確認するが、空洞の範囲等は確認できなかった。また、埋設管の確認を上下水道局に依頼した。
- 上下水道局職員により、令和 3 年 10 月 6 日にマンホール上部に 1~2cm のズレを確認するが、汚水管や柵など構造自体に破損や損傷はなく、汚水が里道内に漏れ出していなかった。また、令和 3 年 10 月 7 日に水道管の漏水調査を行ったが、水道管の漏水は確認されなかった。
- 令和 4 年 5 月 12 日に今回被災住民から漏水の通報があり、前回修繕した接手部分がはずれて漏水していたので、上下水道局職員が応急修繕を行った。
- 対応の方向性として、空洞にコンクリートを充填し、路面の補修を行う必要があると判断したが、民地の石垣に影響を与えないで里道を掘削する工法の検討に時間を要していた。